施　設　使　用　料　の　見　直　し　に　つ　い　て　【　減　免　基　準　の　明　確　化　】

資　料　４

施設使用料の減免基準見直しの概要

- H25．３月に関係する条例施行規則を改正し、減免することができる要件を明確化した。

  ⇒　減免することができる対象者（団体）を明記し、それぞれの利用目的及び減免できる額を明確にした。　（右表及び下表を参照）

- 適用は、H26.4.1以降利用分から

●現　行　の　施　設　使　用　料　減　免　措　置　取　扱

		第　１　号	第　２　号	第　３　号
明文規定		豊山町の教育機関及び行政機関が利用するとき	教育委員会が適当と認める豊山町で社会教育を主たる目的とする団体の連合体が利用するとき	その他町長が必要と認めたとき

内規			・町から補助金を受けている団体	・町の福祉等関係団体	・体育協会加盟の連盟、協会及び同格のクラブ	その他	
		・教育委員会所属機関の利用 ・教育委員会主催・共催行事で利用 ・町所属機関の行事 ・町主催・共催行事	・体育協会 ・文化協会 ・スポーツ少年団 ・子ども会連合会 ・文化財研究会 ・小中学校PTAサークル ・ボーイスカウト	・スポーツ少年団単位団 ・地域子供会 ・シルバー人材センター ・母子福祉会 ・身体障害者協会 ・老人クラブ連合会 ・女性の会	・軟式野球連盟・ソフトボール協会・卓球連盟・バレーボール連盟・体操連盟・バウンドテニス連盟・卓球クラブ・女子ソフトボールクラブ・空手道クラブ・ソフトテニスクラブ・バレーボールクラブ・サッカークラブ・ボウリングクラブ・インディアカクラブ・チュックボールクラブ・グランドゴルフクラブ・シニアゴルフクラブ・ゲートボールクラブ	・体育協会加盟のスポーツチーム ・女性の会加盟団体 ・文化協会加盟団体 ・NPO法人JBS豊山	・教育委員会に企業登録した団体（町内の企業の福利厚生事業の活動）
	社会教育センター （施設） （照明）	免　除	免　除	免　除	1/2減額		1/2減額
	屋外スポーツ施設 （豊山グランド…施設）	免　除	免　除	免　除	1/2減額		1/2減額
	（豊山グランド…照明）				1/2減額	1/4減額	
	テニスコート				1/2減額		
	学校体育施設【照明設備】 （豊山中学校運動場）	免　除	免　除	免　除	1/2減額	1/4減額	1/2減額
	（小・中学校体育館） （屋上テニスコート・柔剣道場）				減免なし	減免なし	

●条　例　施　行　規　則　改　正　後　の　施　設　使　用　料　減　免　措　置　取　扱

		第　１　号	第　２　号	第　３　号	第　４　号	第　５　号	第　６　号	第　７　号	第　８　号		第　９　号	第　１０　号	第　１１　号	第　１２　号
明文規定		町が利用する場合	町が住民福祉の向上のために育成した団体が、町の政策に沿った事業活動を展開するために利用する場合	地域振興、地域福祉、教育振興等のために活動する町内の団体の連合体が、町民の福祉の向上に寄与するための活動に利用する場合	コミュニティの醸成、教育の振興、青少年の健全育成、地域の安全確保等、地域の振興に寄与する公益的な活動を行う町内の団体が、本来の目的を果たすために行う活動に利用する場合	町が共催事業としたもののうち、全国又は全県規模に匹敵する事業である等の理由により特に公益性が高いと認める利用である場合	国又は他の地方公共団体が公益上の目的で利用する場合であって、町民の福祉の向上に寄与するものと町長が認めたとき。	町内の保育園の保育活動等又は町内の小中学校の授業等の一環として利用する場合	町内の社会教育関係団体が本来の活動を行うために利用する場合		町が主催した講座の修了者による自主グループが、その活動を継続・発展させていくための活動に利用する場合（減免期間は1年とする。）	町内の福祉関係団体が、本来の活動を行うために利用する場合	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定されている町内の幼稚園が行事等で利用する場合	一般開放個人利用で身体障害者等（介助者を含む。）が利用する場合
									(1) スポーツ少年団（単位団）、地区単位子ども会等団体が利用する場合	(2) 前号に掲げるもののほか、町長が別に定める団体が利用する場合				
	社会教育センター （施設） （照明）	免　除	免　除	免　除	免　除	免　除	免　除	免　除	免　除	1/2減額	1/2減額	1/2減額	1/2減額	免　除
	屋外スポーツ施設 （豊山グランド…施設） （豊山グランド…照明） テニスコート	免　除	免　除	免　除	免　除	免　除	免　除	免　除	免　除	施設使用料 1/2減額 照明使用料 1/4減額	1/2減額	1/2減額	1/2減額	
	学校体育施設【照明設備】 （豊山中学校運動場） （小・中学校体育館） （屋上テニスコート・柔剣道場）	免　除	免　除	免　除	免　除	免　除	免　除	免　除	免　除	中学校運動場のみ 1／4減額	中学校運動場のみ 1／2減額	中学校運動場のみ 1／2減額	中学校運動場のみ 1／2減額	

		付属機関を含んだ町及び教育委員会の公用での利用	各小学校区自主防災会、食生活改善推進員、健康づくりリーダー、母子保健推進員、消費生活グループの利用	地区委員会、子ども会連絡協議会、老人クラブ連合会、文化協会、体育協会、スポーツ少年団の利用	地区（自治会）、新栄コミュニティ、夏祭り実行委員会、町民体育大会実行委員会、女性の会、文化財研究会、青少年育成会議、小中学校PTA、消防団、防犯協会、自主防犯、交通安全協会、産業祭りの利用	町及び教育委員会が共催した全国又は全県の、持ち回り又は割り振りにより開催される大会などでの利用（スポーツなどで全国又は県大会出場権を獲得するために行なわれる地区大会を含む。）	国又は県等他の地方公共団体の利用のうち、町民の福祉の向上に寄与するものと町長が認められる利用	町立保育園、小中学校の、保育活動又は授業や部活動等保育園、学校の管理下においての利用	スポーツ少年団種目別単位団、地区子ども会が、年間事業計画で定められた行事での利用	町文化協会、町体育協会に加盟する団体、NPO法人JBSが年間事業計画に定められた行事・活動での利用	町及び教育委員会が主催した講座の修了者により作られた自主グループの活動を、継続・発展させるための支援を行なうもので、減免期間は1年間の限定	町内の民生・児童委員協議会、社会福祉協議会、地区老人クラブ、心身障害者福祉協議会、母子寡婦福祉協議会、遺族会、シルバー人材センター	学校教育法に規定されている町内の私立幼稚園	介助者を含む身体障害者の、トレーニングジムを除いた施設の個人での利用
内規										・軟式野球連盟・ソフトボール協会・卓球連盟・バレーボール連盟・体操連盟・バウンドテニス連盟・卓球クラブ・女子ソフトボールクラブ・空手道クラブ・ソフトテニスクラブ・バレーボールクラブ・サッカークラブ・ボウリングクラブ・インディアカクラブ・チュックボールクラブ・グランドゴルフクラブ・シニアゴルフクラブ・ゲートボールクラブ ・体育協会加盟のスポーツチーム　・文化協会加盟団体　・NPO法人JBS豊山				